



小矢部市

Oyabe City

定例記者会見資料
令和3年12月23日
企画政策課
TEL: 67-1760 (内線 251)

件名

小矢部市制施行60周年記念シンボルマークの作成について

小矢部市は、令和4年度に市制施行60周年という節目の年を迎えます。

この記念すべき節目の年を、多くの市民にお知らせし、ともに祝いするため、令和4年度に使用するシンボルマークを作成しました。

1 小矢部市制施行60周年記念シンボルマーク（シンボルマーク）



2 使用期間

原則、令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(必要と認めるときは、上記期間前でも使用することがあります。)

3 使用方法

次の事業の際に、積極的にシンボルマークを表示し、市制施行60周年をお知らせすることとします。

① 主催事業

- ・市又は市教育委員会が「主催」する事業

② 連携事業

- ・市又は市教育委員会から「共催」、「後援」、「その他これに類するものによる名義の使用」の承認を受けた事業

- ・上記のほか、市民・市内の企業・団体等が、市制施行60周年を広く周知することに賛同し、各種活動・事業・イベント等を行う場合には、どなたでもシンボルマークを使用することができることとします。

※ 令和4年度に、シンボルマークを表示して、共に市制施行60周年を盛り上げていただける活動・事業・イベント等を令和4年1月から募集します。

4 使用料

シンボルマークの使用料は無償とします。